

第5次福生市安全安心まちづくり推進計画 概要版 ～安全で安心して暮らすことができる福生市～の実現に向けて

第1 本計画の基本的事項

- 1 計画の趣旨 「福生市安全安心まちづくり条例」が目指す「すべての市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現」を総合的・計画的に推進するために策定する。第4次計画の策定から3年経過したため、第5次計画を策定する。
- 2 計画の位置付け 「福生市安全安心まちづくり条例」の目指すまちづくりを推進する計画、福生市総合計画（第5期）の施策で示された方向性に基づく計画

第2 これまでの取組

- 1 防犯意識の普及や啓発のための「ふっさ防犯だより」発行
- 2 犯罪抑止のための青色回転灯装備車によるパトロールの実施
- 3 不審者情報・特殊詐欺注意喚起等の情報メール配信
- 4 商店街や地域団体が設置した20台の防犯カメラに対する補助及び福生駅東口周辺地域へ7台の防犯カメラの設置
- 5 「こども110番の家」事業など通学路等における見守り活動の実施
- 6 各町会・自治会やPTA関係者、防犯活動に関わる市民を対象として防犯に関する話合いや情報共有を行う「安全安心まちづくり市民ひろば」の実施 など

第3 犯罪等の現状

- 1 東京都における犯罪の現状
 刑法犯認知件数： 令和2年 8万2,764件
 ピーク時（平成14年 30万1,913件）に比べ大幅に減少
 特殊詐欺被害認知件数及び被害額： 令和2年 2,896件、約63億4,000万円
- 2 福生市における犯罪の現状
 刑法犯認知件数： 令和2年 300件
 ピーク時（平成16年 1,469件）に比べ大幅に減少
 特殊詐欺被害認知件数及び被害額： 令和2年 5件、約740万円
 不審者情報配信件数： 令和2年 17件
 いずれも児童生徒が負傷するような事案はなかった。

第4 防犯対策の課題

- 1 関係機関等との連携
- 2 防犯に配慮した環境づくり
- 3 防犯意識の醸成
- 4 地域を守る意識の醸成

第6 計画の推進

- 1 それぞれの役割
 市の役割： 犯罪防止のための広報活動及び啓発活動の実施や地域における犯罪発生状況等の情報提供、地域の活動で使用する資機材等の提供 など
 市民の役割： 自分のことは自分で守ることを基本とした身の回りの安全点検の実施や地域ぐるみの防犯活動の推進 など
 事業者の役割： 従業員への防犯に関する知識の普及や意識啓発、防犯に配慮した施設や設備等の整備 など
- 2 具体的な推進項目
 (1) 総合的な防犯対策
 広報活動の推進、防犯パトロールの実施、啓発活動の実施 など
 (2) 防犯に配慮した環境づくり
 夜間照明の確保、公園等の公共施設における安全対策、防犯カメラの適正な設置、土地や建物等の防犯対策
 (3) 学校等における防犯対策の推進
 学校等の防犯管理体制の整備、不審者からの安全確保対策、保護者・地域・関係機関等との連携の充実 など
 (4) 意識の醸成
 身の回りの安全点検、地域における安全点検、知識修得のための防犯講習会、研修会等への参加 など

第5 計画の目標と基本方針

- 1 計画の目標 **安全で安心して暮らすことができる福生市の実現**

項目	現状値 (令和2年中)	目標値 (令和4年から令和6年 までの3か年平均)
刑法犯認知件数	300件	255件
特殊詐欺被害認知件数	5件	3件

- 3 基本方針
 目標の実現に向け、4つの基本方針の下、それぞれの具体的な推進項目に取り組む。

- (1) 総合的な防犯対策
- (2) 防犯に配慮した環境づくり
- (3) 学校等における防犯対策の推進
- (4) 意識の醸成

第7 計画の推進に当たって

- 市、市民、事業者等がそれぞれの責務や役割を果たすとともに警察署等の関係機関と連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- 「福生市安全安心まちづくり協議会」による施策の進捗状況に関する評価や推進計画の変更等必要な事項に関する調査や審議を行う。